議　事　要　旨（公開用）

■　件　名　　令和４年度第４回月形町行政区代表者会議
■　日　時　　令和４年１２月２２日（木）　午後４時００分～４時５０分
■　場　所　　月形町役場　大会議室
■　出席者　　委員：１１行政区（１１名）　※　欠席：２行政区
　　町：上坂町長、堀副町長、ほか１７名

==========

※　内容は一部要約しています。
※　網掛けは非公開

１　開　会

【進行：企画振興課長】

２　町長挨拶

【挨拶：上坂町長】

・　お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
・　今日の段階でもう既に総降雪量が３ｍを超え、昨年よりも多い状況。
・　コロナについては発表の仕方が代わり全容把握ができていないが、子どもたちも何人か学校に行けない状況も見受けられるので早く収まって欲しい。
・　年末年始事故等なく過ごしていただき、新年を迎えたいと思います。本日はよろしくお願いいたします。

３　議　事

【進行：堀副町長】

（１）行政報告について

【説明：堀副町長】

資料１～４頁のとおり

（２）令和４年第４回月形町議会定例会議案について

【説明：堀副町長】

１２月６～７日開催　第３回月形町議会定例会

（Ｐ－５）

○令和４年度月形町一般会計補正予算（第６号）について

役場の庁舎・各公共施設電気料や燃料費の高騰

○　条例の改正について

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定

○　月形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

香西　博之氏同意

○　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

尾崎　美世子氏を総務大臣へ推薦

（３）町からの連絡事項について

ア　今後の行事予定（令和５年１月～３月）について

【説明：企画振興課長】

資料７頁のとおり

【補足：副町長】

・新年交礼会は規模を縮小して３年ぶりに開催

・１２月２０日頃に第４回行政区代表者会議を予定している。

【質疑など】

○（南耕地昭栄行政区）成人式は１８歳と２０歳どちらですか。

●(教育長)２０歳です。成人式と書いていますが「２０歳を祝う会」と名称変更して将来的にも行う予定です。他のところも２０歳で行うところが多くアンケートでもそのような意見があったのでご理解いただきたい。

イ　農業委員会委員の募集について

【説明：農業委員会事務局】

９頁　月形町農業委員会委員の募集について記載しています。農業委員は、平成２８年４月の法律改正によって市町村の運営に変更となっています。現在農業委員は令和２年７月に選任され、来年令和５年７月１９日をもって任期満了となります。このため農業委員の募集を行います。募集は推薦と個人応募の形がありまして、行政区長の皆さんに個人の応募について相談等があった場合に対応をお願いします。対応の内容は、相談があった方に農業委員会への問い合わせするようお話をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

１　募集人員　１１名

２　委員の任期　令和５年７月２０日～令和８年７月１９日までの３年間

３　農業委員の身分　月形町特別職非常勤職員

４　主な職務の内容　月１回開催される総会への出席、必要に応じ開催される農地適正化委員会への出席

５　報酬　月額４万円

６　応募方法　推薦又は個人応募。行政区長にお願いしたいことは、個人による応募の部分です。

７　推薦や応募の資格　月形町に住所を有する方、住所がなくても町内に農地を保有し耕作されている方、月形町の農業事情に詳しい方などが推薦可能です。兼職の禁止規定がある教育委員、固定資産評価委員、月形町の職員も農業委員になることはできません。

８　推薦及び応募の手続き方法　様式が規定されていますので、必要事項を記入して、令和

５年３月１日から３月２８日までの間に郵送または持参により農業委員会へ提出。

９　受付期間　令和５年の３月１日から３月２８日まで土日祝日を除く午前８時３０分午後５時１５分までに農業委員会事務局へ提出。

10　選任　書類審査を行い必要に応じて面接を行います。法律の規定によりまして、認定農業者が過半数を含めること、農業に従事してない方１名以上を含める規定があります。

選任後は議会の同意を経て任命をします。委員の募集周知は月形町の HP、広報の２月号３月号、IP 端末を活用しまして随時周知を行っていきます。

【質疑など】

○（中和行政区）応募が無かった場合はどうなるのか。応募する人もなかなか見つからないと思うが。

●（農業委員会事務局長）３/５～３/２８までとしていますが応募状況により期間を延長することとしています。応募がない場合については今のところ想定していません。

ウ　月形町義務教育学校基本構想案【教育委員会】

資料１１頁

【説明：教育委員会上葛主幹】

４月に義務教育学校設置審議会の答申をいただき、５月に教育委員会及び総合教育会議における方針の決定を受けまして、６月より議会や行政区代表者会議をはじめ関係機関に今後の予定について説明をさせていただきました。並行して、６月より基本構想の作成に取りかかっています。

基本構想作成にあたり、教育方針や学校整備という特殊な分野ですので、事前に教育振興会や役場の庁舎内での協議・調整を行っています。

その後、１１月２２日開催の教育委員会及び１１月２９日開催の総合教育会議で承認いただき１２月７日に議会に説明をして、今回の法案を提示しています。

法案では、令和９年度の開校を目指し、令和５年に基本設計、令和６年度に実施設計、令和７・８年度に工事、そして令和９年度開校というスケジュールとなっています。構想の中身は事前に資料を送付しており要点のみ説明します。

１３頁　目次　「はじめに」、「第１章月形町義務教育学校の教育」、「第２章義務教育学校の施設整備方針」としており、導入部分、教育方針、学校の施設整備方針に分かれています。

１５頁　「１　基本構想策定の経緯」、「２月形町における小中一貫教育導入のねらい」があ

ります。
１６頁　平成７年度に制定した「月形町教育目標」となっています。
１７頁　「２　義務教育学校の創設の目的と」して、「（１）　目指す姿」として、「郷土から世界へ関心をもち、学ぶ楽しさと未来を切り開きたくましく生きる力を備えた人」としています。教育基本法、それから学習指導要領、グローバル社会そして本町における英語教育の取り組みを踏まえ設定しています。実現に向け、「（２）目指す学校像」、「（３）目指す児童生徒像とつけさせたい力」、「（４）目指す教育指導」を設定しており、基本的に前頁の「月形町教育目標」に包含されているものと考えております。
１８頁　「３　学校の概要」として月形小学校と月形中学校を統合した９年制の一体型義務教育学校です。管理職は校長１名教頭２名です。学級編制教職員組織の学級編成では前期課程の普通学級が６学級、特別支援学級が３学級、後期課程の普通学級が３学級、特別支援学校３学級、合計１５学級です。教職員組織は合計３８名です。
１９頁　教育課程編成の基本的な考え方で、１年生から９年生を３つのステージに分けています。１年生から４年生を第１期、５年生から７年生を第２期、８・９年生を第３期とし９年間４・３・２いう構成です。授業時間は、小学校５年生より中学校と同じ５０分授業となります。その他の指導形態では小学校３年から一部教科担任制とし中学校への円滑な接続を考慮しています。特色のある教育では異学年交流の実施で、学校祭や運動会など合同行事の実施です。部活動は小学校５年生から参加可能です。
20・21 頁　義務教育学校施設建設の基本方針を６つ掲げています。
「（１）　学びが広がる学校」・「（２）　快適に過ごせる学校」・「（３）　安全安心な学校」・「（４）　地域と共にある学校」・「（５）　環境に配慮した学校」・「（６）　将来に向けた学校」としており、全体を通して１年生から９年生が使用することを考慮しながら、児童生徒の主体的な学びが可能な施設環境を目指しています。
「（５）環境に配慮した学校」では義務教育学校設置審議会からの要望を踏まえコンパクトな施設としています。省エネルギー化による環境負荷の低減と維持管理費やライフサイクルコストの縮減を目指すとしています。本町のゼロカーボンシティ宣言にも通じているところです。
「（６）将来に向けた学校」では複式学級への対応として長期的に有効活用可能な施設環境を目指すということで、将来的に対応可能な可変性のある施設環境を目指すとしています。
22 頁　「２　施設概要」としまして建設予定地は現月形中学校の土地に建設するとしています。学校規模は必要な規模を確保しつつコンパクトに目指すとしておりまして、国庫補助の上限面積が合計８，７３７㎡ですがこの条件よりもコンパクトな施設を目指しています。
23 頁　建設形態では現在の月形中学校校地内に校舎を建て、完成後、現校舎を取り壊すとしています。新築する理由は３つ掲げています。
１　現校舎の面積は著しく小さく、整備に不適格な建物であり、特に体育館については前期・後期で共用するには面積の不足により活動に支障が生ずるとしています。

２　改修・増築の場合、日照、採光、児童生徒等の動線・防犯対策における見通しの確保等で安全で円滑な学校運営にあたり建物配置の困難性が高いと判断した。
３　義務教育学校の開校時には現月形中学校校舎が築５０年以上経過することもあり、改修部分と増築部分で建築年度にずれが生じ維持管理や長期的な再整備への負担が懸念がされるとしています。
以上、大きな３つの理由から新築・建て替えが必要としています。義務教育学校設置審議会の答申の中でも新築・建て替えの要望があり結果的に要望に沿う形となっています。
24 頁　施設設備では、必要な室、必要な機能を掲載しています。普通教室、特別教室から始まり体育館までの主な学校設備に加え、このほかの必要な機能の検討として防災施設（避難所)、省エネルギー設備・再生可能エネルギー利用設備、地域連携施設、学童保育施設なども掲載しています。
以上、義務教育学校設置に向けた基本的な考え方を説明させていただきました。
１２月に関係機関に説明を予定してございます。同じく１２月、パブリックコメントを HP で公開し一般の方の意見を聞いているところです。
これを受けて１月にこの案を修正し、３月までに関係機関との協議を経て策定したいと考えています。
【補足：副町長】
月形小学校月形中学校統合した義務教育学校を令和９年に開校するという構想です。案がまとまりましたので申し上げました。１２月３０日まで意見募集をやっておりますので、ご意見があればお寄せいただきたいと思います。

（４）その他
新年交礼会について
【説明：総務課長】
令和５年の新年交礼会は３年ぶりに開催となります。今回は乾杯のお茶の提供を予定していますが、いつものような、地産地消の飲食などをやめ開催内容を縮小します。ご案内の範囲につきましても各団体事業所の代表の方１名に絞り込んで参加となり、行政区の区長さんへの案内を縮小し、代表として竹田会長様にご案内しています。ご了解をいただきたいと思っております。

【質疑など】
○（北農場第１行政区）４月の行政区代表者会議の日程は決まっていますか。
●（企画振興課長）まだ正式には決まっておりませんが前年同様の時期になると考えております。
○（北農場第１行政区）どこの行政でも役員の改選がこの時期のため、行政区代表者会議に合わせて総会の日程を決めた方がいいと考えていた。日程が決まったら、早めに周知して欲

しい。
もう一点、統一選挙が予定されて立会人を行政区長に依頼が来るが、長時間の拘束となり対象者が見つからない。長時間の立会だが報酬も上がらない。やっていただける方が減っており仕方がないから区長がやってしまうというところもある。半日ずつ分けることはできないか。区長に依頼するときにそういう状況であるということをまず理解していただきたい。
●（総務課長）選挙の立会員を選挙管理委員会の職員から各区長さんにお願いをすることが続いています。半日にできないのかということにつきましては、急に体調が悪くなったとか、どうしても継続することが難しいとなった場合は速やかに欠員を補充することとなっているため、事前に時間を半分ずつはできません。ご苦労おかけしますがご協力をお願いします。

○（北農場第１行政区長）４月に話したバス停の話、副町長が健闘しますという話だったのですが、又今年も雪が多くて国道から乗り降りできない状況です。冬の間撤去するか町立病院の前は中に入れてしまえばいいのではと思う。
●（副町長）バス停については開発局に配慮していただきたいと話をしています。バス事業者にも話をしていますがなかなか除雪されない状況です。バス停を移動する事も含め検討します。

【町長】
いつもありがとうございます。区長さんにはいろいろな意味でご迷惑おかけしております。交通事故を含め事故の無いようにお願いしたいと思います。
今日は本当にありがとうございました。

（午後５時０５分閉会）